◇**社会福祉士及び介護福祉士法施行令等の一部を改正する政令**（政令第二八号）（厚生労働省）

一　社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正関係（第一条関係）

1　社会福祉士及び介護福祉士法第三条第三号、第四八条の四第二号並びに附則第一一条第三項第三号及び第一四条第二号の社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であって政令で定めるものについて、精神保健福祉士法等を加えることとした。

2　社会福祉士及び介護福祉士法附則第三条第三号の社会福祉に関する法律の規定であって政令で定めるものについて、児童福祉法等と規定することとした。

3　准介護福祉士登録証の記載事項の変更及び再交付の申請に係る手数料の額について、一、二〇〇円とすることとした。

4　指定登録機関が准介護福祉士の登録を行う場合における当該登録の申請に係る手数料の額について、三、三二〇円とすることとした。

二　精神保健福祉士法施行令の一部改正関係（第二条関係）

精神保健福祉士法第三条第三号の精神障害者の保健又は福祉に関する法律の規定であって政令で定めるものについて、児童福祉法等を加えることとした。

三　公認心理師法施行令の一部改正関係（第三条関係）

公認心理師法第三条第三号の保健医療、福祉又は教育に関する法律の規定であって政令で定めるものについて、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律等を加えることとした。

四　厚生労働省組織令の一部改正関係（第四条関係）

社会・援護局及び同局福祉基盤課の所掌事務に、当分の間、准介護福祉士に関する事務を加えることとした。

五　施行期日等

1　この政令の施行に際し必要な経過措置を設けることとした。（附則第二条～第四条関係）

2　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇**高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第二九号）（厚生労働省）

1　後期高齢者医療の保険料の賦課限度額を六四万円から六六万円に引き上げることとした。（第一八条第一項及び第二項関係）

2　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇**前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令**（政令第三〇号）（厚生労働省）

1　令和四年度及び令和五年度における後期高齢者負担率を一〇〇分の一一・七二とすることとした。（第一一条の二関係）

2　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

# 政　令

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年一月十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

**政令第二十二号**

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の施行期日は、令和四年四月一日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
文部科学大臣　末松　信介

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年一月十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

**政令第二十三号**

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和三年法律第五十八号）の一部の施行に伴い、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第五条の五第一項第三号、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三十九条第四項第四号並びに船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第十五条第一項第三号及び第八十九条第十三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（職業安定法施行令の一部改正）

**第一条**　職業安定法施行令（昭和二十八年政令第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第六号中「第十条」を「第九条の三第一項、第十条、第十二条第一項、第十六条」に改め、「第十六条」及び「、第十二条第一項」を削る。

（行政手続法施行令の一部改正）

**第二条**　行政手続法施行令（平成六年政令第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十号中「並びに第六十一条の七第一項」を「、第六十一条の七第一項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「の命令等」を「及び第二項並びに第六十一条の八第一項（同項の厚生労働省令で定める理由に係る部分に限る。）の命令等」に改め、同項第十三号中「第三項第二号」を「第三項」に、「第十二条第二項」を「第九条の三第二項、第十二条第二項」に、「第十三条」を「第九条の四及び第十三条」に、「第八条第二項及び第三項（同法」を「第八条第三項及び第四項（同法第九条の四及び」に改め、「第九条第二項第一号」の下に「、第九条の三第三項及び第四項第一号、第九条の五第二項、第四項、第五項及び第六項第一号、第十条」を加え、「第二十三条第一項」を「第二十二条の二、第二十三条第一項」に改める。